

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1025号

2020年（令和2年）7月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律，特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づく特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税に関する事務 全項目評価書）について（答申）

2020年（令和2年）6月22日付けで諮問（第1025号）された特定個人情報保護評価書について点検を行ったため，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税に関する事務 全項目評価書）については，適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。），特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づく特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税に関する事務 全項目評価書）に係る実施機関の説明は，次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

2013年（平成25年）5月31日に番号法等関連法が公布され，導入された番号制度は，社会保障制度，税制及び災害対策等の分野における行政運営の効率化を図り，国民にとって利便性の高い，公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものである。

これら関連法により国民一人一人に付番された個人番号を基に，2017年（平成29年）1月から社会保障，税及び災害対策分野における各種行政手続に際し，住民基本台帳の情報，税に関する情報及びほかの給付状況等の情報連携が行政機関間において行われている。当該情報連携は地方公共団体情報システム機構が運営する

情報提供ネットワークシステムを介して行われる。

番号法は、特定個人情報不正に利用された際に、個人のプライバシー等の権利利益が侵害されるおそれがあるため、その保護措置の一つとして、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対し、特定個人情報の漏えいやその他の事態が発生する危険性及び影響に関する評価を、当該特定個人情報ファイルを保有する前に自ら実施することを義務付けている。この評価を特定個人情報保護評価という。なお、個人の番号を保有する事務については、特定個人情報の保有数、情報の取扱者数、過去の重大事故発生の有無によるしきい値判断を行う。

個人の市・県民税に関する事務のしきい値判断については、特定個人情報の保有数は住民登録を有する者の約43万人分、情報の取扱者数は市民税課職員及び業務委託先の従業員約108人であり、過去に重大事故の発生は起きていないことから、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。

全項目評価に該当した事務については、番号法、規則及び指針に基づき、評価書作成から一定期間経過後や保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、住民からの意見を聴取し、意見反映後に第三者機関による点検を行わなければならない。前回の点検から5年を経過し、一定期間経過後に該当することから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものである。

なお、現行の特定個人情報評価書（個人の市・県民税に関する事務 全項目評価書）については、審議会に諮問することにより、第三者点検を受けている（答申第716号）。

(2) 評価書の概要

ア 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム

個人の市・県民税に関する事務及び当該事務において使用するシステムは次のとおりである。なお、その他の事務については、評価書別添1に記載した事務の内容のとおりである。

(ア) 賦課期日時点居住者の特定個人情報を住民基本台帳システムから宛名管理システムを経由して取得し、本市居住者に市・県民税申告案内及び申告書を送付する。

(イ) 本人や本人の代理者等から提出される市・県民税申告書や、企業や事業所、年金保険者、他市町村等から提出される紙の申告・申請・届出等から賦課に必要な情報を取得し、企業や事業所、年金保険者から電子データで申告・申請・届出情報等が提出される場合や、国税庁や税務署から電子データで確定申告書等が提出される場合は、一般社団法人地方税共同機構を経由して、電子申告システムや国税連携システムに申告・申請・届出情報等を格納し、個人住民税システム及び住民税課税支援シス

テムへ連携する。市・県民税申告書や申告・申請・届出情報は特定個人情報が含まれている。

- (ウ) 申告・申請・届出情報を個人住民税システムに入力する。
- (エ) 庁内データ連携により、生活保護受給者情報等、賦課に必要な他業務の情報を取得し、個人住民税システムに入力する。
- (オ) 情報提供ネットワークシステムから中間サーバーと団体内統合宛名システムを介して他市町村居住の被扶養者情報を取得する。
- (カ) 賦課決定後、個人住民税システムで納税義務者、特別徴収義務者に対する税額通知データを作成し、通知書の作成・発送を行う。
- (キ) 納税者からの申請に基づき、税額減免決定を行い、減免申請に対する税額通知を送付する。
- (ク) 庁内データ連携により、庁内他業務に所得情報等に移転する。
- (ケ) 団体内統合宛名システム、中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムを通じて、他市町村に所得情報等を提供する。

イ 対象ファイル

(ア) 課税対象者情報ファイル

課税対象者情報ファイルは、番号法施行日当日以降、賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者、又は本市内に事務所、事業所、又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得に係る各種申告があった者、及びその扶養親族についての情報を蓄積したファイルである。

当該ファイルには、個人番号、その他識別情報（内部番号）、4情報（氏名・性別・生年月日・住所）、その他住民票関係情報、及び地方税関係情報が記録されており、2015年（平成27年）10月から特定個人情報ファイルとして保有している。

特定個人情報の入手は、本人又は代理人からの申請等に加え、市民窓口センター、行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・独立行政法人等を介して、都度入手することになる。なお、当該ファイルを取り扱う担当課は、市民税課であり、課税対象者を管理するために使用する。

当該ファイルの取扱いに係る業務のうち、システムエンジニア派遣業務については、派遣契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は、個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので、内容は評価書9ページの委託事項1に記載のとおりである。また、当該ファイルの情報は、他自治体との二重課税を防ぐため、紙及び地電協を介して提供を行う。内容は評価書10ページに記載のとおりである。

当該ファイルの情報の保管・消去については、地方税法第1

7条の5（更正・決定等の期間制限）に則り，法廷納期限の翌日から起算して7年の保存期間が設けられ，期間を過ぎた情報は，必要に応じて物理的に削除を行っている。また，紙媒体については，シュレッダーによる裁断又は市が指定した守秘義務を課した受託業者による廃棄処分を行っている。

(イ) 課税資料ファイル

課税資料ファイルは，番号法施行日当日以降，賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者，又は本市内に事務所，事業所，又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で，所得に係る各種申告があった者，及びその扶養親族についての課税資料情報を蓄積したファイルである。

当該ファイルは，個人番号，その他識別情報（内部番号），その他住民票関係情報，及び地方税関係情報が記録されているもので，課税対象者情報ファイルと同様に，2015年（平成27年）10月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

本人又は代理人からの申請等に加え，行政機関・独立行政法人等，地方公共団体・独立行政法人等，民間事業者を介して，都度入手するものである。なお，当該ファイルを取り扱う担当課は，市民税課であり，課税資料の名寄せ及び扶養者の確認に利用する。

当該ファイルの取扱いに係る業務のうち，システムエンジニア派遣業務については，派遣契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は，個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので，内容は評価書23ページの委託事項1に記載のとおりである。また，当該ファイルの情報は，他自治体との二重課税を防ぐため，紙及び一般社団法人地方税共同機構を介して提供を行う。内容は評価書24ページに記載のとおりである。

当該ファイルの情報の保管・消去については，課税対象者情報ファイルと同様の取扱いとしている。

(ウ) 課税台帳情報ファイル

課税台帳情報ファイルは，番号法施行日当日以降，賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者，又は本市内に事務所，事業所，又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で，所得に係る各種申告があった者，及びその扶養親族についての総合的な課税情報を蓄積したファイルである。

当該ファイルは，個人番号，その他識別情報（内部番号），地方税関係情報が記録されているもので，課税対象者情報ファイルと同様に，2015年（平成27年）10月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

本人又は代理人からの申請等に加え，行政機関・独立行政法

人等，地方公共団体・独立行政法人等を介して，都度入手するものである。なお，当該ファイルを取り扱う担当課は，市民税課であり，課税資料の名寄せ及び各資料の合算を行い，課税台帳を作成する際に利用する。

当該ファイルの取扱いに係る業務のうち，システムエンジニア派遣業務については，派遣契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は，個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので，内容は評価書 37 ページの委託事項 1 に記載のとおりである。

当該ファイルの情報は，国や県，他市町村に情報提供ネットワークシステムを介した提供や他課業務において，市民サービスを行う上で必要なため，庁内連携システムを介した移転が行われる。それぞれの提供先・移転先の業務等については，評価書別添 3 及び別添 4 の一覧に記載のとおりである。

当該ファイルの情報の保管・消去については，課税対象者情報ファイルと同様の取扱いとしている。

(エ) 個人住民税課税情報ファイル

個人住民税課税情報ファイルは，番号法施行日当日以降，賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者，又は本市内に事務所，事業所，又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で，所得に係る各種申告があった者，及びその扶養親族についての当初時期の課税情報を蓄積したファイルである。

当該ファイルは，個人番号，4 情報（氏名・性別・生年月日・住所），その他住民票関係情報，地方税関係情報が記録されているもので，2019 年（平成 31 年）1 月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

本人又は代理人からの申請等に加え，市民窓口センター，行政機関・独立行政法人等，地方公共団体・独立行政法人等，民間事業者を介して，都度入手するものである。なお，当該ファイルを取り扱う担当課は，市民税課であり，課税資料の名寄せ及び各資料の合算処理を行う際に利用する。

当該ファイルの取扱いに係る業務のうち，システムエンジニア派遣業務，申告受付派遣業務，及び賦課資料データエントリー業務の 3 業務については派遣契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は，個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので，内容は評価書 71 ページの委託事項 1 に記載のとおりである。また，申告受付派遣業務については，本市の申告受付窓口で申告書受付事務及びシステムへの入力作業の支援を行うもので，内容は評価書 71 ページから 72 ページまでの委託事項 2 に記載のとおりであり，賦課資料データエントリ

一業務については、賦課資料のデータエントリーを行うもので、内容は評価書72ページの委託事項3に記載のとおりである。

当該ファイルの情報の提供及び移転は行っていない。

当該ファイルの情報の保管・消去については、課税対象者情報ファイルと同様の取扱いとしている。

ウ しきい値判断の結果

(ア) 特定個人情報の保有数

約43万人（賦課期日時点で本市に住所を有する個人、又は本市内に事務所、事業所、又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得に係る各種申告があった者、及びその扶養親族）

(イ) 情報の取扱者数

約108人

a 市民税課職員

約80人（会計年度任用職員含む）

b 申告受付派遣業務

約5人

c 賦課資料データエントリー業務

約15人

d システムエンジニア派遣業務

約8人

(ウ) 過去における重大事故

なし

(エ) 評価実施機関

藤沢市長（所管部署 財務部市民税課）

(オ) 公表しない部分の有無・範囲

なし

(カ) 個人番号の保有時期

2015年（平成27年）10月から

(キ) リスク及び対策

特定個人情報ファイルに関するリスクは大きく分けて入手、使用、ファイルの取扱いの委託、提供・移転、情報提供ネットワークとの接続及び保管・消去の6項目であり、それ以外のリスクについては、監査、従業者に対する教育・啓発及びその他の対策の3項目について明記している。

(3) 住民に対する意見聴取の内容

ア 意見聴取期間

2020年（令和2年）5月11日から同年6月11日まで

イ 意見聴取の結果

意見はなし

(4) 提出書類

- ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）
- イ 特定個人情報保護評価に関する規則
- ウ 特定個人情報保護評価指針
- エ 特定個人情報保護評価書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) 適合性について

実施機関では、本評価の実施手続等について、次のように述べて
いる。

ア 2015年（平成27年）3月10日に審議会に諮問し（答申
第716号）、同年6月1日に全項目評価を実施した。

イ 指針第6の2（4）に、直近の特定個人情報保護評価書を公表
してから5年を経過する前に特定個人情報保護評価を再実施す
るよう努めるものとする、と規定されていることから、全項目評
価を再実施するため、本評価書を作成した。

(ア) 本評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護
評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載し
た。

(イ) しきい値判断については、特定個人情報の保有数は賦課期日
時点で本市に住所を有する個人、又は本市内に事務所、事業所、
又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得
に係る各種申告があった者、及びその扶養親族の約43万人分
であるため、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に
該当する。なお、情報の取扱者数は、約108人である。

(ウ) 過去に重大事故の発生は起きていない。

ウ 指針第5の3（3）イに、全項目評価書を公示して広く住民等
の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項
目評価書に必要な見直しを行うものとする、と規定されているこ
とから、2020年（令和2年）5月11日から同年6月11日
までの間に住民に対する意見聴取を実施した。なお、意見はなか
った。

エ 指針第5の3（3）イに、公示し住民等の意見を求め、必要な
見直しを行った全項目評価書について、第三者点検を受けるもの
とする、と規定されていることから、今回、審議会に諮問し、第
三者点検を受けるものである。

以上のことから判断すると、本評価の実施手続等は、指針に定め
る実施手続等に適合していると認められる。

(2) 妥当性について

実施機関では、本評価の内容について、次のように述べている。
なお、現在公表されている評価書と比べ、大きな変更事項はない。

ア 特定個人情報の入手の際は、本人確認を行い、賦課の資料となる旨の説明をした上で取得することとしており、電子データで提出される申告情報等は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を介して入手することで、対象者以外の情報の入手を防止する等の措置を講じる。

イ 特定個人情報の使用の際は、番号利用業務以外の部門における照会では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されており、個人住民税システムに対して、不要なアクセスができないよう、アクセス制御を施す等の措置を講じる。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する際は、主管課の長が業者に対して、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認する等、情報保護管理体制の確認等の措置を講じる。

エ 特定個人情報の提供・移転の際は、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果を記録する仕組みを施す等の措置を講じる。

オ 情報提供ネットワークシステムとの接続の際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する等の措置を講じる。

カ 特定個人情報の保管・消去の際は、権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置し、物理的対策、技術的対策を講じる。

以上のことから判断すると、本評価の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税に関する事務 全項目評価書）については、妥当であると認められる。

なお、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、受託者に対し、履行状況の報告を求め、実地調査を行うことにより、業務の執行が契約どおり行われているか確認することを要望する。

以 上